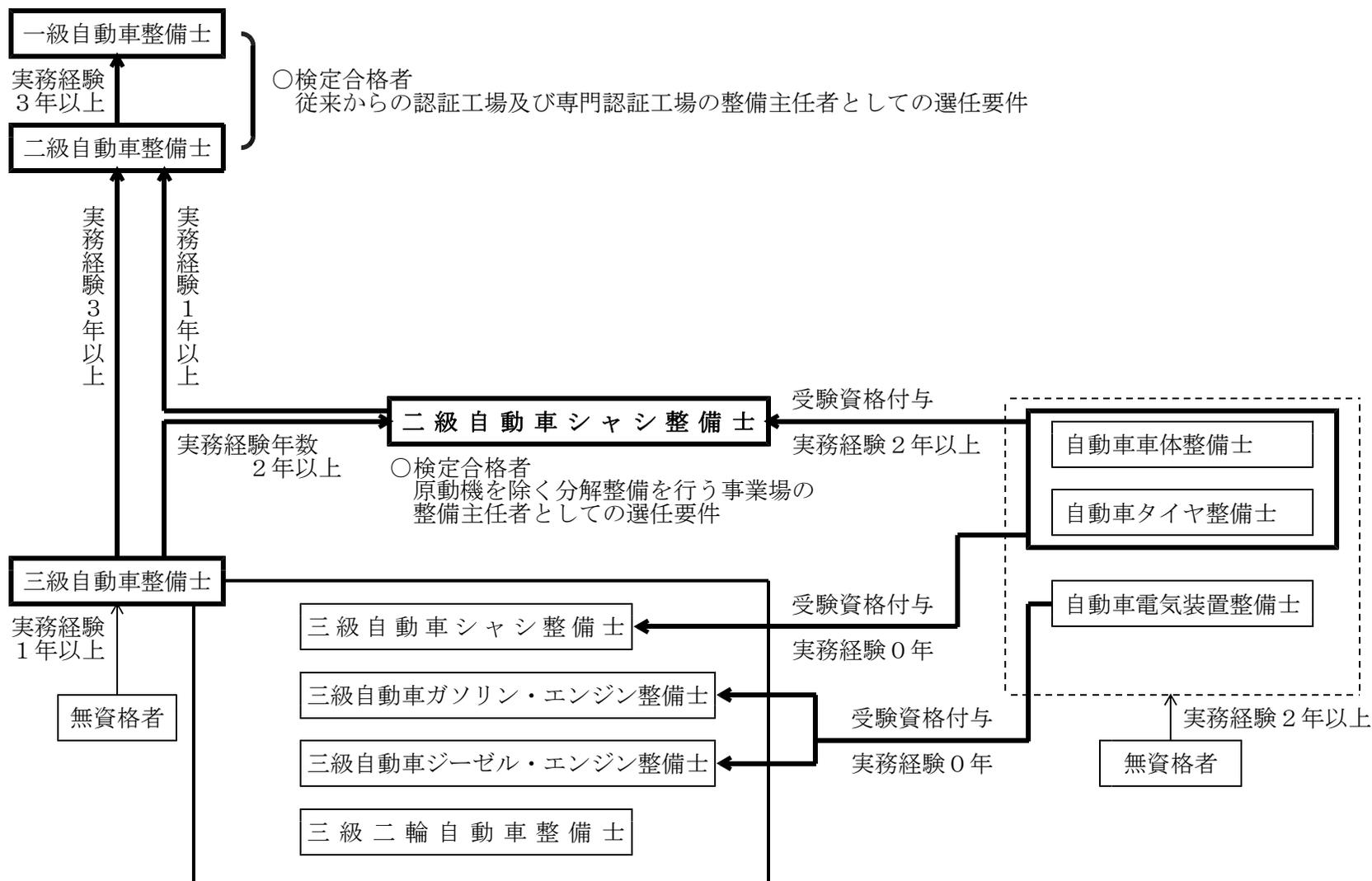


自動車整備士体系図



(参考) 自動車整備士技能検定合格者数 (平成23年度末現在)

一級整備士	二級整備士	三級整備士	タイヤ整備士	電気装置整備士	車体整備士
7,880	1,193,244	1,747,750	8,536	11,762	40,850

整備管理者制度の概要

道路運送車両法第50条第1項(整備管理者)

➤ 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

道路運送車両法施行規則第31条の4(整備管理者の資格)

➤ 道路運送車両法第50条の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

- 1 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- 2 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- 3 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について(H23.3.31国自整第216号)

➤ 選任前研修

近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的としたものである。

一方、自動車整備士技能検定の合格者については、整備管理者としての能力を有していることから、選任前研修の修了は必要ないこととした。

➤ 選任後研修

選任後研修は整備管理者の管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、非常に重要であるといえる。

また、近年の自動車技術の進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理を行わせるために、研修の重要性はますます高まっているところである。

整備主任者制度の概要

道路運送車両法第91条の3第1項(遵守事項)

➤ 自動車分解整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則第62条の2の2(自動車分解整備事業者の遵守事項)

➤ 道路運送車両法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第九十一条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

整備主任者の研修について(H22.6.17国自整第28号)

➤ 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、実施すること。

➤ 法令研修

- ・研修対象者は事業場から届け出されている整備主任者とする。
- ・研修対象者に対して毎年度1回実施する。

・研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。自動車検査員に選任されている者であつて、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第6号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

➤ 技術研修

・研修対象者は事業場から届け出されている整備主任者とする。ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

- ・研修対象者に対して毎年度1回実施する。

・研修は、自動車整備振興会又は運輸支局長が認定した機関(以下「支局長認定機関」という。)において実施する。自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第6号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

自動車検査員制度の概要

道路運送車両法第94条の4第1項(自動車検査員)

➤ 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

指定自動車整備事業規則第4条(自動車検査員の要件)

➤ 道路運送車両法第94条の4第1項の自動車検査員は、次に該当する者でなければならない。

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者として一年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの。

自動車検査員教習実施要領の策定指針について(H15.12.7国自整第125号)

➤ 地方運輸局長等は自動車検査員教習を毎年度1回以上実施すること。

➤ 教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者として教習開始日の前日において一年以上の実務の経験を有する者であること。なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修(法令研修)を受講していること。

➤ 地方運輸局長は、教習受講者に対して教習の全てを受講した者を対象に別表1を基本として教習科目、教習内容、教習時間及び教習方法を定め、それに基づき教習を行うものとする。

➤ 地方運輸局長は教習の全てを受講した者を対象に別表2に基づく教習終了試問を実施するものとする。

自動車検査の流れ

